

京都市告示第 500 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
六軒町通	中京区西ノ京星池町 8 番地の 45 地先から	旧	メートル 146.20	メートル 4.25 ~ 6.00
	同町 18 番地の 1 地先まで	新	146.20	5.97 ~ 8.65

(建設局土木管理部道路明示課)